

クラウン・ブリッジ維持管理料について

当院では、口の中にクラウンやブリッジを装着した場合、装着日や部位、維持管理料の趣旨などを明記した文書を患者様へお渡しし、クラウン・ブリッジ維持管理料を算定しております。

ご不明な点があれば、主治医にご相談ください。

平成 30 年 1 月 1 日
一般財団法人 大原記念財団
大原総合病院
歯科口腔外科